

## 那須烏山市住宅リフォーム助成金交付規程

(目的)

**第1条** この規程は、市内施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を行う者に対しその費用の一部を助成することにより、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に資するとともに、市内の住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次に掲げるものをいう。

ア 専用住宅 専ら人の居住の用に供することを目的とする建物で、当該人の居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）に居室並びに台所、浴室、便所及び玄関（以下「居室等」という。）を備えているものをいう。

イ 併用住宅 居住部分と営業その他の人の居住の用以外の用に供する部分とが結合している建物で、当該居住部分に居室等を備えているものをいう。

ウ マンション 2以上の区分所有者が存する建物の当該区分所有者が専有する居住部分で、当該居住部分に居室等を備えているものをいう。

(2) 空き家バンク住宅 前号の住宅のうち、那須烏山市空き家等情報バンク制度実施規程（平成19年那須烏山市規程第48号）に基づき、空き家等として登録されているものをいう。

(3) リフォーム工事 別表に掲げる住宅の増築工事、改築工事、修繕工事その他住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に資すると市長が認める工事をいう。

(4) 市内施工業者 リフォーム工事を施工することができる市内に本社、支社等を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記録されている者（次条において「市民」という。）に限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市の入札参加資格者名簿に登録されているもの

イ 市の小規模工事等契約希望者制度に登録されているもの

(助成対象者)

**第3条** 助成の対象とする者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市民として、1年以上継続して次条に規定する助成対象住宅に居住している者であって、当該住宅のリフォーム工事を行う者

イ 空き家バンク住宅を取得（相続、贈与その他取得対価を伴わない取得を除く。）した者であって、定住（市民として、永住の意思をもって市内に居住し続けることをいう。）のために当該空き家バンク住宅のリフォーム工事を行う者

(2) 当該リフォーム工事を行う者及びその世帯に属する者に市税及び使用料その他の市の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がないこと。

(助成対象住宅)

**第4条** 助成の対象とする住宅は、次に掲げる要件の全てを満たす住宅とする。

(1) 市内に存する住宅であること。

(2) 貸付けに係る住宅でないこと。

- (3) 第7条の規定により助成金の交付申請をする時点において、建築後5年を経過している住宅であること。
- (4) 過去5年以内において、この規程又は那須烏山市住宅リフォーム助成金交付規程（平成23年那須烏山市規程第3号）による助成を受けたことがある住宅でないこと。
- (5) 過去5年以内において、那須烏山市災害復旧等支援金交付規程（平成18年那須烏山市規程第18号）に規定する災害復旧等支援金の適用を受けたことのある住宅でないこと。

（助成対象工事）

**第5条** 助成の対象となるリフォーム工事は、次に掲げる要件の全てを満たす工事とする。

- (1) 市内施工業者が行うものであること。
- (2) 1つのリフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）から次に掲げるものを除いた後の額（以下「助成対象費用」という。）が30万円以上であること。
  - ア 当該リフォーム工事に併せて人の居住の用以外の用に供している部分を工事する場合における当該人の居住の用以外の用に供している部分の工事に要する費用（当該費用を明確に区分できない場合にあっては床面積その他適当と認める方法により按分した費用）
  - イ 床、壁又は天井のいずれにも固定されない家具、家電製品その他の物品の購入及び設置に要する費用
  - ウ 当該リフォーム工事に対し市から受けることができる他の補助金その他の給付金
  - エ その他当該リフォーム工事に要する費用に含めることが適当でない認められる費用
- (3) 平成30年3月末日までにリフォーム工事が完了できるものであること。

（助成金の額）

**第6条** 助成金の額は、助成対象費用の100分の10に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は10万円のうちいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

（助成金の交付申請）

**第7条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事に着手する前に、住宅リフォーム助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 続柄の記載された住民票の謄本
- (2) リフォーム工事を行う住宅の位置図、平面図等
- (3) リフォーム工事の見積書の写し
- (4) リフォーム工事に着手する前の施工予定箇所の写真
- (5) 課税明細書その他の助成対象住宅（第4条に規定する助成金の対象となる住宅をいう。第7号において同じ。）の所有状況が確認できる書類
- (6) 市税等納付状況確認承諾書（別記様式第2号）
- (7) 申請者と助成対象住宅の所有者（住宅の登記名義人又は固定資産税の納税義務者をいう。）が異なる場合にあっては、当該所有者の承諾書（別記様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の適否を決定し、住宅リフォーム助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(工事内容の変更)

**第9条** 申請者は、リフォーム工事の内容を変更しようとするときは、住宅リフォーム助成金変更交付申請書（別記様式第5号）に変更する内容が確認できる書類を添えて市長に申請し、当該変更する内容について市長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の額に変更が生じないときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、助成金の変更交付を決定し、住宅リフォーム助成金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

**第10条** 申請者は、リフォーム工事が完了したときは、住宅リフォーム助成金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) リフォーム工事の代金領収書及び請求書の写し
- (2) リフォーム工事が完了した施工箇所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、助成金の額を確定し、住宅リフォーム助成金交付確定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

**第12条** 申請者は、前条の規定による助成金の額の確定を受けたときは、速やかに住宅リフォーム助成金交付請求書（別記様式第9号）により市長に助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付の取消し)

**第13条** 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他助成金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の取消しをしたときは、住宅リフォーム助成金（変更）交付決定取消通知書（別記様式第10号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

(助成金の返還)

**第14条** 市長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金

が交付されているときは、住宅リフォーム助成金返還命令書（別記様式第11号）により交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により助成金の返還の命令を受けた者は、当該助成金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

**第15条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
（この規程の失効）
- 2 この規程は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。  
（失効に伴う経過措置）
- 3 この規程の失効の日までに助成金の交付を受けた者及びこの規程の失効の日までに第7条及び第8条に規定する手続により助成金の交付決定を受け、当該リフォーム工事の完了をしている者については、この規程は、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

区 分	内 容
増築工事	<p>次に掲げる工事をいう。</p> <p>(1) 既存の住宅に新たな居住部分で床、壁及び天井を有するもの（これに類する構造のものを含む。以下「新たな居住部分」という。）を建て増しする工事</p> <p>(2) 既存の住宅の人の居住の用以外の用に供している部分を新たな居住部分に改造する工事</p> <p>(3) 既存の住宅と同一の敷地内に新たな居住部分（1棟の独立した住宅であると認められるものを除く。）を建築する工事</p>
改築工事	<p>既存の住宅の一部を取り壊し、その取壊した部分に新たな居住部分を建築する工事又は居住部の面積を減少させる工事をいう。</p>
修繕工事	<p>既存の住宅の居住部分の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 基礎、土台、柱、筋交い等を補強する工事</p> <p>(2) 床、内壁、天井等を補修する工事</p> <p>(3) 内装、間取りの変更等の模様替えをする工事</p> <p>(4) 断熱性能、防音性能等を向上させる工事</p> <p>(5) 台所、浴室、トイレ等を改修する工事</p> <p>(6) 屋根、外壁、窓、雨樋等を修繕する工事</p> <p>(7) その他修繕工事として取り扱うことが適当であると市長が認める工事</p>
その他	<p>(1) 公共下水道及び農業集落排水処理施設等の接続工事</p> <p>(2) その他リフォーム工事として取り扱うことが適当であると市長が認める工事</p>